

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 清流国際特許業務法人 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒104-0045 日本国東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル		発送日 (日.月.年) 21.06.2016	
出願人又は代理人 の書類記号 62540PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2016/059887	国際出願日 (日.月.年) 28.03.2016	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B64D11/00(2006.01)i, B25J1/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) コミー株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li><li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li><li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li><li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li><li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li><li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li><li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li></ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
---

見解書を作成した日 07.06.2016			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 志水 裕司	3D 9528
		電話番号 03-3581-1101 内線 3341	

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3-4	有
	請求項	1-2, 5	無
進歩性 (IS)	請求項	3-4	有
	請求項	1-2, 5	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : US 2010/0201142 A1 (TU, Jin-Tong) 2010.08.12,  
段落 0017-0025, 図 2-6  
& TW 201029641 A1

文献2 : US 2010/0024605 A1 (HILTZ, Nathan) 2010.02.04,  
段落 0041-0053, 図 1-2  
& CA 2668787 A1

請求項1-2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より、新規性及び進歩性を有しない。

文献1の段落0017-0025, 図2-6には、複数の径が異なる3本の管材(20, 30, 40)によりテレスコピック構造に構成された本体と、この本体の最外側の管材(20)に設けられた握り部(22)と、この本体の最内側の管材(40)の先端部に設けられた圧接部(50)と、前記本体の長さを固定する固定手段(33)とを有する telescopic clipping apparatus が記載されている。

そして、文献1に記載の telescopic clipping apparatus を用いて、手荷物入れ扉を押して、そのロックを点検することは可能である。

請求項1, 5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2より、新規性及び進歩性を有しない。

文献2の段落0041-0053, 図1-2には、複数の径が異なる管材(22)によりテレスコピック構造に構成された本体(20)と、この本体の最外側の管材(52)に設けられた握り部(42)と、この本体の最内側の管材(58)の先端部に設けられた圧接部(26)と、前記本体の長さを固定する固定手段(intermediate locking mechanism)とを有する tool が記載されている。

そして、文献2に記載の tool を用いて、手荷物入れ扉を押して、そのロックを点検することは可能である。

また、文献2の図2の最短状態にした時の前記本体の後端から前記圧接部の先端までの長さは、その握り部(22)の大きさからみて、20cm以下であり、図1の最長状態にした時の前記本体の後端から前記圧接部の先端までの長さは、その握り部(22)の大きさからみて、30cm以上であるものと認められる。(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 3 - 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 を含む何れの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもないから、新規性及び進歩性を有する。

特に、手荷物入れ扉のロック点検具において、圧接部が、基部から複数の弾性片が先端側に延びる構成を有することは、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 を含む何れの文献にも開示されていない。